9.24東京高裁へ

市東さんの農地を守ろう！　強制収用反対!

成田空港会社による農地取り上げ
強制執行を許さず闘っています

裁判所包囲デモ・傍聴にご参加を！

請求異議裁判控訴審第１回弁論

■日時　9月 24 日（火）

11:30 日比谷公園霞門集合

12:00 ～デモ行進
13:00 ～要望書提出行動
13:30 ～ 傍聴券抽選券配布（14:00 締切）
14:00 傍聴券抽選・交付
14:30 ～ 開廷
※裁判終了後、報告会

三里塚芝山連合空港反対同盟　（連絡先）千葉県成田市天神峰６３ 市東方
TEL：0476-35-0087　http://www.sanrizuka-doumei.jp/

http://www.sanrizuka-doumei.jp/

農地はみんなの命です
菅野裁判長は強制執行を許可するな！

国とＮＡＡは農地を奪うな

私たちは、1966年以来53年間、地元住民を無視した暴力的な空港建設に体を張って反対し、国や成田空港会社（NAA）と今も闘い続けています。

NAAは利益追求のため、祖父の代から100年以上農業を続ける市東孝雄（しとうたかお）さんの農地を、裁判で強制的に取り上げようとしています。

2003年、突然NAAから農地の明け渡しを求められ、2006年から裁判が始まりました。市東さんは「なぜ私が訴えられるのか。農地は私の命だ」と理不尽な空港建設に立ち向かっています。

ＮＡＡと一体の裁判所

一審・多見谷寿郎裁判長は、NAAの違法・不当は見て見ぬふりをして、NAAの意のままに農地取り上げを認めました。東京高裁（＝表面写真右当時）、最高裁もこれを踏襲して判決が確定しました。

そこで、市東さんは判決の執行を許可しないようにもとめる裁判（請求異議裁判）を起こしました。

強制執行を許さない

2年にわたる弁論と証言で、強制執行は「営農権」「生存的財産権」を奪う“過酷執行”だと明らかにしました。しかし、千葉地裁・高瀬順久裁判長は裁判内容に踏まえることなく、農地取り上げ強制執行を認める判決を下したのです。

強制執行は絶対に認められません。

東京高裁第４民事部（菅野雅之裁判長）で控訴審が闘われます。皆さん、ぜひ裁判所包囲デモと傍聴にお集まり下さい。

Ａ 南台農地

Ｂ 天神峰農地

産地交流で消費者の皆さんと

天神峰の地で農業続ける

市東孝雄さん

農業を始めて一番苦労したのは土づくりです。土は生き物です。

有機農業・産直で一番肝心なのは、うそをつかないことです。旬の野菜を届け、会員の健康に責任を持ちます。これこそ自分の生きる道だと強く確信しています。

農地は百姓のすべてです。農地を取られることは、農民としての自分の命を取られることと同じです。

私はこれから先、何事があろうとも天神峰の地で生きていきます。ご支援をお願い致します。